

# 令和8年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務

## 企画提案公募要領

### 1 事業目的

本事業の目的は、別添「令和8年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務 企画提案仕様書」のとおりとする。

### 2 概要

- (1) 名 称：令和8年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務
- (2) 業 務 内 容：令和8年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務企画提案仕様書参照
- (3) 業 務 期 間：契約締結日から令和9年3月5日（金）まで
- (4) 委託金額の上限：12,006,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 審 査 内 容：企画提案書及び見積額の内容による審査
- (6) 選 定 方 法：提出された企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### 3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令（抜粋）〉

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 次の各号に該当する者でないこと

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない者であること。

(4) 国税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し保険料の滞納がないこと。

(6) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金以上の賃金を支払っていること。

(7) 労働関係法令を遵守していること。

(8) 業務進捗状況、内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制及び業務を実施するための十分な人員体制を有する者であること。

(9) 計量法（平成 4 年 5 月 20 日号外法律第 51 号）第 107 条に基づく計量証明事業（濃度（水・土壌））の登録者であること。

(10) 国又は地方公共団体が発注者となる残留性有機汚染物質（POPs）の測定又はこれと同等の水質測定業務の受託の実績を過去 5 年間に複数回有すること。

(11) 化学物質に関するリスク評価等を行っている者を本業務に従事させることができる者であること。

(12) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記(1)から(8)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記(9)から(11)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の共同企業体との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。

(13) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は、1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

#### 4 応募の手続（スケジュール）

提出書類様式及び仕様書の掲載期間	・掲載期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）～7 月 16 日（木）12:00 まで ・掲載場所：沖縄県「公募・入札発注情報」ウェブサイト
------------------	---------------------------------------------------------------------------

質問受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付期間：令和8年7月1日（水）～7月8日（水）12:00まで</li> <li>・提出先：沖縄県環境部環境保全課代表メールアドレス aa038008@pref.okinawa.lg.jp 質問がある場合、質問書【様式1】を提出してください。</li> <li>・回答：沖縄県「公募・入札発注情報」ウェブサイトに随時掲載</li> </ul>
提案書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限：令和8年7月16日（木）12:00まで</li> <li>・提出先：沖縄県環境部環境保全課 基地環境対策班</li> <li>・提出書類：以下5(1)に定める紙書類（片面印刷のうえ、件名・提出者名等をラベリングしたフラットファイルに綴る） 企画提案応募申請書【様式2】は押印して原本1部提出</li> <li>・提出方法：応募書類等の提出は、持参又は郵送（書留郵便）により提出してください。郵送の場合は提出期限内必着とします。</li> </ul> <p>【提出先】 沖縄県環境部環境保全課 基地環境対策班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（4階） 電話番号 098-866-2236</p> <p>【その他】 応募者が5者以上あった場合には、書類審査を行い、プレゼンテーションを行っていただく応募者を3者程度に絞り込みます。 書類審査の有無及びその結果については、令和8年7月22日（水）までに応募者全員に電子メールにて通知します。</p>
企画提案選定委員会	<p>日時：令和8年7月28日（火）（予定） 県が申込者毎に指定した25分間 場所：沖縄県庁4階第3会議室（予定）</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な時間は提案書受付後、令和8年7月22日（水）までに連絡いたします。</li> <li>・提案書に沿って内容の説明をお願いします。</li> <li>・説明は提出済みの提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。</li> <li>・説明時間15分、質疑10分を予定しております。</li> <li>・プレゼンテーションは提出期限までに提出された紙書類による説明とし、当日持参の書類及びプロジェクター等の使用は認めません。</li> </ul>
審査結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年8月上旬（予定）</li> </ul>

## 5 提出書類及び必要部数等

### (1) 提出書類及び必要部数

企画提案書	【任意様式】 7部提出
企画提案応募申請書	【様式2】 原本1部のみ提出（※要押印）
共同企業体の概要	【任意様式】 共同企業体による応募の場合のみ、7部提出

積算書	【様式3】 7部提出
会社概要	【様式4】 7部提出
過去の類似業務実績書等	【様式5】 7部提出 仕様書、契約書の写し等、業務内容・事実確認が出来る書類は <u>1部</u> 提出
事業計画	【様式6】 7部提出
誓約書	【様式7】 1部提出
社会保険に加入義務がないことについての申出書	【様式7-2】 該当する場合のみ1部提出
共同企業体協定書	【任意様式】 共同企業体による応募の場合のみ、原本 <u>1部</u> を提出 (※要押印)

## (2) 積算書

費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

### ア 直接人件費

### イ 直接経費（地下水質調査費、出張旅費、印刷製本費、消耗品費、翻訳費等）

- ・基地内相当量使用物質に係る地下水質調査・分析費用は、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン詳細資料（資-127 6.1(6)）、最新の方法等を参考にすること。当該方法等による積算が困難な場合は、水質調査・分析以外の対応方針を提案すること。

### ウ 再委託費（企画提案用仕様書を参照）

### エ 一般管理費

- ・（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100以内とする。
- ・地下水質調査の分析費等、受託単価に一般管理費を含めている場合は、差し引いて計上するとともに、その旨を記載すること。

### オ 消費税（各経費単価に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

## 6 委託先候補事業者の選定

### (1) 選定の方法

ア 企画提案書については、一次審査として事務局（環境保全課）で応募資料・要件を満たしているか等の書類審査を行う。

イ 二次審査として沖縄県環境部内に設置する企画提案選定委員会において、提出された企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、優先交渉順位を決定し、最も優れた企画提案者を選定する。なお、プレゼンテーションは、提出期限までに提出された紙書類を基に行うものとし、当日持参の書類及びプロジェクター等の使用は認めない。

ウ 審査経過、審査結果等に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託契約に関する協議が

整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。  
 オ 県の求める一定水準を満たす提案がない場合、該当者なしとする場合がある。  
 カ (1)イにより最も優れた企画提案者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について連絡する。

(2) 主な評価項目（予定）

ア 組織体制	化学物質についての情報収集、有識者への意見聴取及び地下水質調査の業務が適切にできる体制となっているか。
イ 事業実績	業務実績、従事者の経験・知見等からの確に業務を行うことが見込めるか。
ウ 業務執行能力	(ア) 地下水質調査について、既存の分析方法を準用する、もしくはそれと同等の精度で的確に行うことが見込めるか。 (イ) 米軍基地特有の化学物質について、これまでの業務で実施してきた物質の絞り込みプロセス、リスク評価結果、地下水調査結果、化学物質の有害性情報等を踏まえ、分かりやすく集約した公表用資料の作成を的確に行うことが見込めるか。 (ウ) 有識者への意見収集について情報収集した米軍基地特有の化学物質に関する専門家ヒアリングを的確に行うことが見込めるか。
エ 積算内容	見積書は提示された予算の範囲内か。また、見積金額は業務遂行に必要な金額が適正に見積もられているか。

**7 委託契約について**

委託契約の業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。契約締結後、必要な場合は、地下水質調査の調査箇所や分析項目、分析媒体（底質等）の追加等について変更協議を行う。

**8 参考資料の貸与**

本業務の企画提案にあたり、検討に資するため、令和元年度から令和7年度に実施した「米軍基地特有の化学物質情報収集業務」の報告書を貸与する。

参考資料の貸与を希望する者は、下記のとおり申請すること。

(1) 申請方法

別添「参考資料貸与申請書【様式8】」により申請すること。

(2) 貸与方法

申請内容を確認後、電子メール等により参考資料の電子データ（PDF）を送付等する。

(3) 申請期限

令和8年7月14日（火）12:00まで

(4) 提出先

沖縄県環境部環境保全課代表メールアドレス

## 9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (5) 提案された企画のすべてを実施するものではない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、審査以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲でコピーすることがある。
- (9) 県との委託契約に関する協議の中で、仕様書の内容についても協議出来る。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（以下条文参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### <沖縄県財務規則（抜粋）>

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 【連絡・問い合わせ先】

沖縄県環境部環境保全課 基地環境対策班 担当：上江洲  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 4階  
電話番号 098-866-2236  
メールアドレス [aa038008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa038008@pref.okinawa.lg.jp)